

各種手続等の主な変更点

NPO法の改正に伴い、これまでの各種手続等のうち、変更が生じる点がありますのでご注意ください。

1 定款変更の届出 (法第25条関係)

所轄庁への届出のみで定款の変更を行うことができる場合として、新たな事項が追加されました。

定款変更において所轄庁への届出で足りる事項	
改正前	平成24年4月1日以降
<ul style="list-style-type: none"> ・主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないものに限る) ・資産に関する事項 ・公告の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないものに限る) ・<u>役員</u>の定数 ・資産に関する事項 ・<u>会計に関する事項</u> ・<u>事業年度</u> ・<u>解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものを除く)</u> ・公告の方法 ・<u>法第11条第1項各号にない事項</u>

下記の定款変更の認証が必要な事項以外の事項は、届出でOK。

- ・目的
- ・名称
- ・その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ・主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- ・社員の資格の得喪に関する事項
- ・役員に関する事項(役員~~の定員~~に係るものを除く)
- ・会議に関する事項
- ・その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ・解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- ・定款の変更に関する事項

上記事項を規定する条文中の単純な誤記、脱字の修正を行う場合でも認証が必要です。

定款変更の届出時に添付する書類として、新たに社員総会の議事録の写しと変更後の定款が必要となりました。

定款変更の届出において提出が必要な書類	
改正前	平成24年4月1日以降
<ul style="list-style-type: none"> ・定款変更等届出書（様式指定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款変更等届出書（様式指定） ・定款変更を議決した社員総会の議事録の写し（1部） ・変更後の定款（2部）

（注意）

これまで、堺市内のみに事務所を有するNPO法人が大阪府内の他市に事務所を移転する場合や、大阪府内の他市にその他の事務所を設置する場合は、NPO法上の所轄庁は大阪府のみであることから、定款変更届で足りましたが、平成24年4月1日以降は、堺市はNPO法上の所轄庁となりますので、このような事務所の移転等は、「所轄庁の変更を伴う定款変更」となり、移転先の所轄庁の認証が必要になります。

2 役員変更等の届出（法第23条関係）

役員変更等の届出の添付書類として「変更後の役員名簿」が必要になりました。

役員変更等の届出において提出が必要な書類	
改正前	平成24年4月1日以降
<ul style="list-style-type: none"> ・役員変更等届出書（様式指定） ・就任承諾及び誓約書の写し（新任の場合）（1部） ・住所又は居所を証する書面（新任の場合）（1部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員変更等届出書（様式指定） ・変更後の役員名簿（※）（2部） ・就任承諾及び誓約書の写し（新任の場合）（1部） ・住所又は居所を証する書面（新任の場合）（1部）

※ 「役員名簿」とは、役員の氏名、住所又は居所、各役員についての報酬の有無を記載した最新の名簿です。

（注意）

再任の場合にも役員変更等届出書の提出が必要です。

また、理事であった役員が監事となった場合（逆のケースも同様）も、新任の役員となりますので、役員変更等届出書の提出が必要です。

（経過措置）

平成24年4月1日以降に事業報告書等を提出するまでに、役員変更等の届出を行っていない場合は、事業報告書等を提出する際に、最新の「役員名簿」を提出する必要があります。

3 事業報告書等 (法第29条関係)

毎事業年度終了後3か月以内に提出しなければならない事業報告書等の書類が変更になりました。

毎事業年度の事業報告書等の提出時に添付する書類のうち、前事業年度中に定款変更があった場合(定款変更に係る認証又は届出が必要)の関係書類については、定款変更の都度提出することに変更されました。

毎事業年度終了後3か月以内に提出が必要な書類	
平成24年3月31日まで	平成24年4月1日以降
<ul style="list-style-type: none">・事業報告書・財産目録・貸借対照表・収支計算書・年間役員名簿(※2)・社員名簿・定款(前事業年度中に定款変更があった場合)・認証書の写し(前事業年度中の定款変更において認証を受けた場合)・登記事項証明書の写し(前事業年度中の定款変更により変更登記を行った場合) (各2部)	<ul style="list-style-type: none">・事業報告書等提出書・事業報告書・財産目録・貸借対照表・活動計算書(※1)・年間役員名簿(※2)・社員名簿 (各2部)

※1 「活動計算書」に代えて、当分の間、従来の「収支計算書」を提出することも可能です。

※2 「年間役員名簿」とは、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名、住所又は居所、これらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿です。改正前は「役員名簿」と規定されていましたが、最新の役員名簿と区別するため、改正により「年間役員名簿」と改められました。

(経過措置)

平成24年4月1日以降に事業報告書等を提出するまでに、役員変更等の届出を行っていない場合は、事業報告書等を提出する際に、最新の「役員名簿」を提出する必要があります。

4 定款変更に伴う変更登記をしたときの登記事項証明書の提出 (法第25条第7項関係)

定款変更に係る登記を完了した時に、登記事項証明書の提出が必要になりました。

これまで、定款変更を行ったときは変更後の定款や登記事項証明書の写しは、事業報告書提出時に添付することとなっていました。今後は定款変更の届出時等に変更後の定款を提出することとなります。

なお、登記事項証明書は、原本の提出が必要になりました(写しはこれまでどおり提出が必要です)。

認証書の写しの提出の必要はなくなりました。

定款変更に伴う変更登記をしたときに提出が必要な書類	
改正前 (事業報告書等の提出時に提出するもの)	平成24年4月1日以降
<ul style="list-style-type: none"> ・定款（前事業年度中に定款変更があった場合） ・登記事項証明書の写し（前事業年度中の定款変更により変更登記を行った場合） ・認証書の写し（前事業年度中の定款変更において認証を受けた場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>登記事項証明書</u> （原本及びその写し各1部）

(経過措置)

定款変更に伴う変更登記をしたときの登記事項証明書の提出は、平成24年4月1日以降に定款変更の認証申請又は届出を行った場合に必要となります。

平成24年3月31日までに定款変更の認証申請又は届出を行った場合は、平成24年4月1日以降に変更登記を行った場合でも、改正前と同様の取扱いとなります。

法令等の改正により、手引、様式や記載例、提出部数などについて変更があります。随時、ホームページに掲載してまいりますので、各種手続の前に、ご確認くださいようお願いします。

堺市NPO関連のホームページ

http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_npo/setsuritsu_ninsyoujimu.html

5 備え置き、閲覧に供する書類と場所 (法第28条関係)

NPO法人が備え置き、利害関係者からの請求に応じ閲覧に供する書類として、最新の役員名簿が追加されました。また、書類を備え置く場所として、主たる事務所に加え、すべての事務所での備え置くことが必要になります。

備え置き、閲覧に供する書類と場所	
改正前	平成24年4月1日以降
<p>[備え置き、閲覧に供する書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書 ・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・年間役員名簿（※2） ・社員名簿 <p>[閲覧に供する書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・定款変更に係る認証に関する書類の写し（認証書の写し） ・定款変更に係る登記に関する書類の写し（登記事項証明書の写し） 	<p>[備え置き、閲覧に供する書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書 ・財産目録 ・貸借対照表 ・活動計算書（※1） ・年間役員名簿（※2） ・社員名簿 ・<u>最新の役員名簿</u> <p>[閲覧に供する書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・定款変更に係る認証に関する書類の写し（認証書の写し） ・定款変更に係る登記に関する書類の写し（登記事項証明書の写し）

[備え置く場所]

・主たる事務所

[備え置く場所]

・主たる事務所に加え、すべての事務所

※1 「活動計算書」に代えて、当分の間、従来の「収支計算書」を作成し、備え置き、閲覧に供することも可能です。

※2 「年間役員名簿」とは、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名、住所又は居所、これらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿です。改正前は「役員名簿」と規定されていましたが、最新の役員名簿と区別するため、改正により「年間役員名簿」と改められました。

6 認証申請後の軽微な不備の補正（法第10条第3項関係）

設立、定款変更、合併の各認証申請を行ったあと、申請書類に不備があったときはその不備が誤記その他これに類する軽微な誤りであるものに限り、補正することができます（申請書類の受理日から1か月を経過するまでに限る）。

7 社員総会決議の省略（法第14条の9関係）

法改正後は、理事や社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合に、その提案について社員全員が書面や電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす（みなし総会決議）ことが可能になります。この場合の議事録には、決議の内容、提案者の氏名、総会決議があったとみなされた日、議事録作成者の氏名を必ず記載しなければなりません。